

◎該当する項目がない場合の抹消方法
 横線でも斜線でも構いません。
 抹消する検査項目が連続する場合は、まとめて斜線で消しても構いません。
 取消線は「番号」欄から「担当検査者番号」欄まで引いて下さい。

別記第六号（A4）

小荷物専用昇降機 検査結果表
 （第1第1項第6号に規定する昇降機）

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号															
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">当該検査に関与した検査者</td> <td style="width:45%;">氏名</td> <td style="width:20%;">検査者番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>代表となる検査者</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他の検査者</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>							当該検査に関与した検査者	氏名	検査者番号			代表となる検査者					その他の検査者				
当該検査に関与した検査者	氏名	検査者番号																			
代表となる検査者																					
その他の検査者																					
昇降機番号																					
1 機械室																					
(1)	機械室への経路及び点検口の戸																				
(2)	点検用コンセント																				
(3)	制御器	開閉器及び遮断器																			
(4)		接触器、継電器及び運転制御用基板																			
(5)		ヒューズ																			
(6)		絶縁：電動機の回路（300V以下・300V超）	MΩ																		
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ																		
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ																			
	制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ																			
(7)	接地																				
(8)	減速歯車																				
(9)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり ① 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm) ロ、やむを得ない事情により、点検者が設定する要是正となる基準値 (mm) ハ、綱車と主索の滑り等により判定	mm																		
(10)	巻上機	軸受																			
(11)	ブレーキ	パッドの厚さ ① 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ、やむを得ない事情により、点検者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) 制動力	右 左 mm mm																		
(12)	そらせ車																				
(13)	電動機																				
(14)	主索の緩み検出装置	主に巻胴式の場合	実測値は定格速度の125%以下であること。																		
(15)	主索の巻過ぎ検出装置	巻胴式の場合																			
(16)	速度 定格速度 (m/min)	報告書二面と同じ	上昇 下降 m/min m/min																		
2 かご室																					
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床																				
(2)	積載量の標識																				
(3)	搭乗禁止の標識																				
(4)	かごの戸	荷くずれ防止用の棒は対象外																			

本結果表と合わせ、
 ①主索において最も摩損した主索として掲げたものの写真
 ②ブレーキパッドの状況に関する写真を「別添1様式」にて添付して下さい。
 又、主索及びブレーキパッド以外で、要是正又は要重点点検と判定した検査事項（既存不適格を除く）がある場合は、当該部分の写真を「別添2様式」にて添付して下さい。

検査者を特定できる番号、或いは記号（1、2、又は A、B等）を記入して下さい。検査者が1名の場合は記入は不要です。

該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消して下さい。

該当する項目がない場合の取消線は「番号」欄から「担当検査者番号」欄まで引いて下さい。

該当する判定（検査）方法の、イ、ロ、ハ（パッドの厚さはイ、ロ）のいずれかに○印を記入して下さい。

主索と綱車が滑らないことを確認する場合にあって、特に製造者が判定基準を指定していないときは、急制動をかけた時の主索の滑り距離が100mmを超える場合、又は主索が底当たりしている（U溝は除く）場合は「要是正」と判定して下さい。

要重点点検の判定は、「-」線が引かれていない項目のみ判定して下さい。

製造者が指定する基準がある場合はイで判定し、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により検査者が設定する基準値により判定した場合はロに記入して下さい。

該当しない方を抹消します。

設置されているが、文字が薄くなっている、汚れているなどで判読することが出来ない場合は、「要是正」と判定して下さい。

建築物等の名称： _____ 号機 _____ 登録番号 _____

建築物等の名称、号機、協議会番号を全ページの下段に記入して下さい。

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
3	最上階出し入れ口					
(1)	主索	径 最も摩耗した主索の番号() 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)				
		素線切れ 最も摩耗した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 (1 - イ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 (本) 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 (本)			
(2)	主索の張り					
(3)	主索の取付部					
(4)	上部リミット (強制停止) スイッチ					
(5)	かごのガイドシュー等					
(6)	かご吊り車					
4	各階出し入れ口					
(1)	昇降路における壁又は囲い					
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠					
(3)	操作ボタン及び信号装置					
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ					
(5)	ドアスイッチ					
(6)	ドアロック	フロアタイプは必要。テーブルタイプでも設置されていれば検査対象。				
(7)	戸開放防止警報装置					
(8)	二方向同時開放警告装置					
(9)	積載量の標識					
(10)	搭乗禁止の標識					
(11)	ガイドレール及びレールブラケット					
5	最下階出し入れ口					
(1)	下部リミット (強制停止) スイッチ					
(2)	ピット床					
(3)	釣合おもり底部すき間					
(4)	釣合おもりの各部					
(5)	釣合おもりの吊り車					
(6)	移動ケーブル及び取付部					
(7)	かご非常止め装置					
(8)	釣合おもり非常止め装置					
6	上記以外の検査項目					
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月	

建築物等の名称 : _____ 号機 _____ 登録番号 _____

建築物等の名称、号機、協議会番号を全ページの下段に記入して下さい。

「検査項目」「検査事項」は、告示第283号の別表の(い)検査項目(ろ)検査事項を記入して下さい。

「特記事項」欄は、検査の結果、要是正、既存不適格又は要重点点検の指摘があった場合は全て記入して下さい。その他、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合にも、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入して下さい。
「指摘の具体的内容等」欄、「改善策の具体的内容等」欄には、その要点を30文字程度で明瞭簡潔に記入して下さい。
改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入して下さい。

公称径でなく、磨耗していない部分(綱車にかからない部分)の直径を測定し記入して下さい。

平均破断している主索と集中破断している主索がある場合は、個々の主索の状態にもよりますが、一般的には平均破断に比べ集中破断のほうがストランド切れが発生することが高いと考えられますので、集中破断の主索の番号を記入し報告して下さい。

最も破断が多い主索の、1ピッチ内の破断総数を記入して下さい。

1ピッチ内で最も破断が多い1構成よりの破断数を記入して下さい。

「要重点点検の主索の番号」欄及び「要是正の主索の番号」欄は、それぞれ該当するすべての主索の番号を記入してください。

70%以下の判定は、JIS A4302の素線の磨耗長さ(ℓ寸法)で判定して下さい。

既存不適格は「-」線が引かれていない項目のみ判定の対象です。

機械的ロックがかかる前に電気スイッチが入る場合は「要是正」となります。

出入口の戸が手動開閉式のものにあっては、戸開後3分以内にブザーの鳴動や表示灯の点灯、音声アナウンスなどが作動することを確認して下さい。

設置が必要です。設置されているが、文字が薄くなっている、汚れているなどで判読することが出来ない場合は、「要是正」と判定して下さい。